

平成29年12月21日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

2番 重 信 好 範	3番 伊 藤 芳 則	4番 弓 掛 元
5番 藤 井 憲一郎	6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市
8番 山 村 恵美子	9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治
11番 新 家 良 和	12番 福 岡 誠 志	13番 小 田 伸 次
14番 岡 田 美津子	15番 鈴 木 深由希	16番 桑 田 典 章
17番 澤 井 信 秀	18番 池 田 徹	19番 大 森 俊 和
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉	

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	瀬 崎 智 之	政 策 部 長	中 村 好 宏
<small>総務部長 併選挙管理委員会 事務局長</small>	落 田 正 弘	財 務 部 長	部 谷 義 登
地域振興部長	瀧 奥 恵	市 民 部 長	稲 倉 孝 士
福祉保健部長	森 本 純	子育て・女性支援部長	松 長 真由美
市民病院部長 事務部長	池 本 敏 範	産業環境部長 併農業委員会事務局長	日 野 宗 昭
建設部長	坂 本 高 宏	水 道 局 長	勝 山 修
教 育 長	松 村 智 由	教 育 次 長	長 田 瑞 昭
君田支所長	中 宗 久 之	布野支所長	沖 田 昌 子
作木支所長	串 田 孝 行	吉舎支所長	安 井 正 則
三良坂支所長	巳之口 彰 啓	三和支所長	行 政 豊 彦
甲奴支所長	内 藤 かすみ	監査事務局長	落 合 裕 子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	新 田 泉
議 事 係 長	水 本 公 則	政務調査係長	明 賀 克 博
政務調査主任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第113号	(総務常任委員長報告6件) 三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例(案) (原案可決)
	議案第114号	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第117号	三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第122号	三次市子どもの未来応援宣言について(原案可決)
	議案第124号	指定管理者の指定について(原案可決)
	議案第137号	財産の処分について(原案可決)
第 2	議案第112号	(教育民生常任委員長報告11件) 三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例(案) (原案可決)
	議案第115号	三次市過疎地域自立促進特別措置法に基づく市税(固定資産税)の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第116号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第119号	三次市健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第120号	三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第121号	三次市子ども集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第123号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について(原案可決)
	議案第126号	工事請負契約の一部変更について(原案可決)
	議案第127号	工事請負契約の一部変更について(原案可決)
	議案第128号	工事請負契約の一部変更について(原案可決)
請願第1号	県単位化による国保料(税)の引き上げを行わないことを求めることについて(原案可決)	
第 3	議案第118号	(産業建設常任委員長報告3件) 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案) (原案可決)
	議案第125号	財産の取得について(原案可決)

	議案第129号	損害賠償の額を定めることについて（原案可決）
第 4		（予算決算常任委員長報告 7 件）
	議案第130号	平成29年度三次市一般会計補正予算（第 5 号）（案）（原案可決）
	議案第131号	平成29年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）
	議案第132号	平成29年度三次市診療所特別会計補正予算（第 3 号）（案）（原案可決）
	議案第133号	平成29年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）
	議案第134号	平成29年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）
	議案第135号	平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）（原案可決）
	議案第136号	平成29年度三次市水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）
第 5		地域公共交通調査特別委員長中間報告
第 6	議案第138号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（原案同意）
第 7	発議第 4 号	道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）（原案可決）
第 8	発議第 5 号	核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）（原案可決）
第 9	発議第 6 号	国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）（原案可決）
第 10	発議第 7 号	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）（原案可決）
第 11	発議第 8 号	待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書（案）（原案可決）
第 12	発議第 9 号	郵便投票の対象者を要介護「3」以上に早期拡大を求める意見書（案）（原案可決）
第 13		（閉会中継続審査申出事件 3 件）
	.....	.....
	陳情第5-1号	河内地域の生活環境等の改善を求めることについて（総務常任委員会関係）
	陳情第5-2号	河内地域の生活環境等の改善を求めることについて（教育民生常任

	陳情第5-3号	委員会関係) 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて（産業建設常任 委員会関係)
--	---------	--

平成29年12月三次市議会定例会議事日程（第6号）

（平成29年12月21日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告 6 件）
	議 113	三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）……………313
	議 114	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案） ……313
	議 117	三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………313
	議 122	三次市子どもの未来応援宣言について……………313
	議 124	指定管理者の指定について……………313
	議 137	財産の処分について……………313
第 2		（教育民生常任委員長報告 1 1 件）
	議 112	三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例（案）……………314
	議 115	三次市過疎地域自立促進特別措置法に基づく市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）……………314
	議 116	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………314
	議 119	三次市健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………314
	議 120	三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例（案）……………314
	議 121	三次市子ども集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………315
	議 123	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………315
	議 126	工事請負契約の一部変更について……………315
	議 127	工事請負契約の一部変更について……………315
議 128	工事請負契約の一部変更について……………315	
請 1	県単位化による国保料（税）の引き上げを行わないことを求めることについて……………315	
第 3		（産業建設常任委員長報告 3 件）
	議 118	三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………317
	議 125	財産の取得について……………317
	議 129	損害賠償の額を定めることについて……………317

第 4	議 130	(予算決算常任委員長報告 7 件) 平成29年度三次市一般会計補正予算 (第 5 号) (案) ……318
	議 131	平成29年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) ……318
	議 132	平成29年度三次市診療所特別会計補正予算 (第 3 号) (案) ……318
	議 133	平成29年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) ……318
	議 134	平成29年度三次市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (案) ……318
	議 135	平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案) ……318
	議 136	平成29年度三次市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (案) ……318
第 5		地域公共交通調査特別委員長中間報告……319
第 6	議 138	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて……321
第 7	発 4	道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書 (案) ……321
第 8	発 5	核兵器禁止条約の批准を求める意見書 (案) ……323
第 9	発 6	国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書 (案) ……327
第 10	発 7	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書 (案) ……329
第 11	発 8	待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める 意見書 (案) ……331
第 12	発 9	郵便投票の対象者を要介護「3」以上に早期拡大を求める意 見書 (案) ……334
第 13	……	(閉会中継続審査申出事件 3 件) ……
	陳 5-1	(総務常任委員会) 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて (総務常 任委員会関係) ……336
	陳 5-2	(教育民生常任委員会) 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて (教育民 生常任委員会関係) ……336
	陳 5-3	(産業建設常任委員会) 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて (産業建

	設常任委員会関係) .....336
--	--------------------





~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（亀井源吉君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は12月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は23人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、保実議員及び宍戸議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告6件

議案第113号 三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例  
(案)

議案第114号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)

議案第117号 三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正  
する条例(案)

議案第122号 三次市子どもの未来応援宣言について

議案第124号 指定管理者の指定について

議案第137号 財産の処分について

○議長（亀井源吉君） 日程第1、議案第113号三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等  
に関する条例(案)外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 杉原総務常任委員長。

[総務常任委員長 杉原利明君 登壇]

○総務常任委員長（杉原利明君） おはようございます。今期定例会において総務常任委員会に審  
査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月15日に委員会を開催し、両副市長を始め、担当部局長等の出席を求  
め、慎重に審査いたしました。

なお、議案第124号指定管理者の指定については、連合審査会を開催し、審査いたしました。

議案第113号三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例(案)外5議案  
については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

1、議案第113号三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例(案)につ  
いては、普通財産となっても、利用される施設もあるため、看板を設置するなど、責任を持っ

て管理をされたい。

2、議案第114号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）については、引き続き臨時職員や嘱託員の処遇改善にも努められたい。

3、議案第117号三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、施設の利用促進につながるよう、今後、セット料金の設定等について研究・検討いただきたい。

4、議案第122号三次市子どもの未来応援宣言については、子供の意見も取り入れて、今後、施策を実施されたい。

5、議案第124号指定管理者の指定については、指定管理の実態をしっかり把握し、経営努力等を評価した上で、指定管理料に反映されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（亀井源吉君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより議案第113号外5議案を一括採決いたします。

議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第113号外5議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）外5議案は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告 11件

議案第112号 三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例（案）

議案第115号 三次市過疎地域自立促進特別措置法に基づく市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第116号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第119号 三次市健康づくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第120号 三次市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第121号 三次市子ども集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例  
(案)

議案第123号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第126号 工事請負契約の一部変更について

議案第127号 工事請負契約の一部変更について

議案第128号 工事請負契約の一部変更について

請願第1号 県単位化による国保料(税)の引き上げを行わないことを求めることについて

○議長(亀井源吉君) 日程第2、議案第112号三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例(案)外9議案及び請願1件を一括議題といたします。

議案10件と請願1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 大森教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 大森俊和君 登壇]

○教育民生常任委員長(大森俊和君) 今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案10件及び請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月15日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、また、請願については、提出者からの趣旨説明を受けるなど、慎重に審査を行いました。

議案第112号三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例(案)外9議案については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第112号三次市甲奴健康づくりセンター設置及び管理条例(案)については、今回設置される施設は、市民の健康増進に資することを目的としているものでありますが、市内外に広く周知を行い、また、魅力的なプログラムを展開することで、多くの人に愛され、運営的にも安定した取組とされたい。

議案第126号、議案第127号及び議案第128号工事請負契約の一部変更については、いずれも事前調査が不足していたことに起因すると思われる。もっと行政の横軸の連携を強化され、事業準備に当たられたい。

次に、請願第1号県単位化による国保料(税)の引き上げを行わないことを求めることについては、全員一致をもって不採択とすべきものと決しました。

国民健康保険の県単位化は、将来にわたり、国民皆保険制度を維持していくための措置として、国の財源支援の拡充とあわせて取り組まれております。また、広島県を財政運営の責任主体とし、県と市町との適切な役割分担のもとで公平で安定的な運営を行うための合意形成も図られているところでございます。

本請願の保険料(税)の引き上げを行わず、県単位化の見直しを行うことについては、本市

も広島県国保の中の一保険者であり、責任ある立場で制度構築にかかわっている中においては、その趣旨には賛同できないとする理由からであります。

しかしながら、今後、この制度を維持していくためには、医療費の適正化など、課題解消に向けて引き続き取組を進める努力が必要であると申し上げておきます。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

以上でございます。

○議長（亀井源吉君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 伊藤議員。

○3番（伊藤芳則君） 請願第1号県単位化による国保料（税）の引き上げを行わないことを求めることについての委員長報告に対して反対の討論をいたします。

本来、国民健康保険は誰もが医療を受けられる社会保障制度です。この制度が国からどんどんどんどん後退してきているのは、今負担になってきているのは事実です。これまで各自治体で運営し、自治体も負担し、被保険者も負担が増大してきております。来年度から県が運営を行うこととなりますが、全国的に見ても、広島県は率先して進めてまいりました。多くの自治体で国保料の引き上げになると試算されています。このまま引き上げになれば、払いたくても払えない、所得は増えないのに負担は増すばかりです。とりわけ農家の皆さんは、来年度から戸別所得補償制度の交付金がなくなります。所得が減少することは明らかです。所得税を払い、住民税を払い、年金を払い、さらに水道料金の値上げと、負担が増大して、生活が困難になってきています。

また、地域格差もあり、病院へ行くにも多大な時間と交通費がかかる地域の方もおられます。さらなる国保料の負担増になれば、最低限度の生活もできないという状況の方もいらっしゃいます。県に対して、これ以上国民健康保険料の引き上げを行わないよう求めることが一番大事ではないかというふうに思います。

社会保障制度が生活を圧迫し、負担になること、これは本当の社会保障制度ではないと思います。来年度から上がる国保税について、何としても値上げをしてもらいたくないという思いのこれは請願であったと私は思います。こういう立場から、請願第1号の委員長報告に対する反対討論といたします。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって討論を終わります。

これより議案第112号外9議案及び請願1件を採決いたします。

初めに、反対討論のありました請願第1号県単位化による国保料（税）の引き上げを行わないことを求めることについてを採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第1号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井源吉君） 起立多数であります。

よって、請願第1号県単位化による国保料（税）の引き上げを行わないことを求めることについては委員長の報告のとおり不採択と決しました。

次に、ただいまの請願第1号を除く議案第112号外9議案を一括採決いたします。

議案10件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第112号外9議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号外9議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告3件

議案第118号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第125号 財産の取得について

議案第129号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（亀井源吉君） 日程第3、議案第118号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）外2議案を一括議題といたします。

議案3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 保実産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 保実 治君 登壇〕

○産業建設常任委員長（保実 治君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長報告をいたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月15日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第118号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）外議案2件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案どおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げ

ます。

議案第125号財産の取得については、(仮称)みよしアグリパーク構想との整合性を持った駐車場整備とされたい。また、東酒屋南駐車場の整備により、交通量の増加が予想されるため、交通安全対策にも十分配慮されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映をしていただくよう要望し、委員長報告を終わります。

以上です。

○議長(亀井源吉君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 質疑なしと認めます。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 討論なしと認めます。

これより議案第118号外2議案を一括採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第118号外2議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第118号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告7件

議案第130号 平成29年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)

議案第131号 平成29年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第132号 平成29年度三次市診療所特別会計補正予算(第3号)(案)

議案第133号 平成29年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第134号 平成29年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第135号 平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)

議案第136号 平成29年度三次市水道事業会計補正予算(第2号)(案)

○議長(亀井源吉君) 日程第4、議案第130号平成29年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)外6議案を一括議題といたします。

議案7件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 福岡予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 福岡誠志君 登壇]

○予算決算常任委員長(福岡誠志君) 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案7件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月19日に委員会を開催し、副市長を始め、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第130号平成29年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)外議案6件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後、十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(亀井源吉君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 討論なしと認めます。

議案第130号外6議案を一括採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第130号外6議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第130号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 地域公共交通調査特別委員長中間報告

○議長(亀井源吉君) 日程第5、地域公共交通調査特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

(地域公共交通調査特別委員長 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 澤井地域公共交通調査特別委員長。

[地域公共交通調査特別委員長 澤井信秀君 登壇]

○地域公共交通調査特別委員長(澤井信秀君) 地域公共交通調査特別委員会は、平成28年3月に策定された三次市地域公共交通網形成計画の調査研究、市内交通空白地域の実態把握、先進地事例の調査研究などを目的として、平成28年6月に設置しました。設置後、6回の委員会を開催し、また、本年10月には先進事例の視察を行うなどの調査研究を重ねてきました。その中で、本委員会で早急に取り組むべき課題としたのが、平成27年10月に廃止方針が報道されたJR三江線に関するものであります。

まず、執行部におかれましては、J R 三江線の廃止方針が報道により公となって以来、沿線市町、中国運輸局、広島・島根の両県や三江線を守る会等の各種団体と連携した存続に向けた取組、さらには、平成28年9月30日にJ R 西日本から国に鉄道事業廃止届出書が提出され、路線消滅が正式決定し、新たな交通システムの構築が喫緊の課題となった中での沿線住民や関係団体との意見交換会の実施、関係機関との調整など、その真摯な取組に対し、敬意を表するところであります。今回の中間報告は、そういった経過を踏まえ、暮らしを支える公共交通、高校生が通学で利用しやすいサービスの構築について、本委員会で協議・検討した内容を報告しようとするものです。

先般開催された三次市地域公共交通会議で、代替バス運賃案が従来の鉄道運賃の1.3倍、通学定期運賃は鉄道と同額であると示されました。まさにこのことが本委員会で申し上げたかった内容であり、通学生や保護者の期待に沿えるものだと大いに評価するものであります。

しかしながら、本市全体を見ますと、少子高齢化、人口減少やモータリゼーションの進展などの影響により、私たちが暮らす中山間地域における公共交通機関のシェアは年々減少しています。三次市地域公共交通網形成計画のデータによると、市内路線バス利用者数は平成23年が約23万2,000人であるのに対し、平成26年では約25万人と横ばいの傾向が見られますが、平成28年度三次市一般会計決算において、赤字補填額は約1億3,000万円と大きな数字となっています。

今年10月に、本市と同じく、合併により広大な市域を有している兵庫県豊岡市、京都府京丹後市の取組を視察しました。その内容は、路線バスの高額な通学費が原因で高校生の利用がほとんどなかったことを背景として、「運賃700円で2人の利用よりも、200円で7人に利用してもらおう」とする発想の転換でした。結果、2年間で高校生の利用は約倍増、運賃収入も増え、行政からの補填額も大きな改善が見られたというものでした。

今回、J R 三江線廃止後の代替バス運賃案は低廉設定とされたことから、利用促進が期待できますが、一方、他の路線においては、多くの生徒は保護者の送迎に頼っている現状からすれば、利用者が増えず、引き続き市が負担する路線バスの赤字補填が継続することが懸念されます。この状況を少しでも解消する手段として、全市域でのバス通学に係る定期券の一部助成の検討を願いたいと思います。このことが実質的にJ R 運賃と同額程度に引き下げ、児童生徒の公共交通利用を一人でも増やすこと、助成額はそのまま運行事業者収入となることから、助成額イコール従来の赤字補填額の一部ではないかと考えます。また、助成額以外の通学定期額はプラスの運賃収入となることから、全体の赤字補填が改善されると期待もされ、あわせて既存の公共交通を守ること、さらには保護者の負担も軽減できる新たなサイクルが構築できるのではないかと考えます。将来的には、この支援をJ R 利用している児童生徒にも拡大することにより、芸備線、福塩線の利用促進効果が期待でき、これらのことは、平成31年4月に開校が決定している三次高等学校併設型中高一貫校の通学に対する支援にもつながることになります。

今定例会では、三次市子どもの未来応援宣言（案）が議案として上程されました。私たち大人は「力を合わせて子どもたちの未来を全力で応援する」とあります。住んでいる地域で教育



環境に格差が生まれることは誰もが望んでいません。暮らしを支える公共交通、通学で利用しやすいサービスの構築に向けて早急に検討いただき、ぜひ「子育て環境日本一」の施策がさらに充実されるよう要望し、本特別委員会からの中間報告とします。

○議長（亀井源吉君） 本件は報告のみとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第138号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

○議長（亀井源吉君） 日程第6、議案第138号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第138号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第138号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の前田剛志氏の任期が平成29年12月20日をもって満了したことに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は2年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第138号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第4号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第7、発議第4号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 澤井議員。

〔17番 澤井信秀君 登壇〕

○17番（澤井信秀君） ただいま御上程となりました発議第4号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、助木達夫議員、池田 徹議員、保実 治議員、新家良和議員、桑田典章議員、伊藤芳則議員、黒木靖治議員と私、澤井信秀でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第4号

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）

道路は、地域の発展や経済社会活動を支えるとともに、災害時には住民の命を守るライフラインとして機能するなど、生活に欠かせない最も重要な社会基盤のひとつである。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げ（50%を55%等に嵩上げ）されており、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生を推進する地方自治体にとって、この時期に道路財特法の規定による補助率等が低減することは、死活問題である。

よって、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により地方創生が推進され、地域の活性化が図られるよう道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月21日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。  
討論を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。  
これより発議第4号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第5号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第8、発議第5号核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 宍戸議員。

〔9番 宍戸 稔君 登壇〕

○9番（宍戸 稔君） ただいま御上程となりました発議第5号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、助木達夫議員、小田伸次議員、福岡誠志議員、保実 治議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、鈴木深由希議員と私、宍戸 稔でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第5号

核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）

今年のノーベル平和賞が、国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN（アイキャン））に贈られた。122カ国の賛同でこの夏に採択された核兵器禁止条約への貢献が評価されたものである。

核兵器禁止条約は、その前文に「ヒバクシャ」という言葉を明記し、被爆者の苦難と未来への役割について言及している。核兵器の残虐性、非人道性を長年発信してきた広島・長崎の被爆者の活動が、多くの国の政府を動かし、採択という形で結実したものである。核兵器禁止条約は、核兵器を全面的に違法化するとともに、核兵器完全廃絶に不可欠な核保有国とその同盟国の条約参加にも門戸を開いている。しかし、核兵器禁止条約の採択は、長年必要性を訴えてきた被爆者に大きな希望を与えたが、同時に唯一の被爆国である日本政府が交渉にさえ参加しない態度をとり続けたことは、核兵器禁止条約締結のため努力する国々や被爆者に大きな失望を与えている。

日本政府は、「核と人類は共存できない」、「生きているうちに核兵器の廃絶」という被爆者の訴えに応え、唯一被爆国として、核兵器廃絶と恒久平和の実現に力を尽くすべきである。

「三次市平和非核都市宣言」を行った自治体として、国及び政府において、広島・長崎の被

爆者や I C A N の願いに背を向けることなく、核兵器禁止条約に参加、批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月21日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 黒木議員。

○6番（黒木靖治君） 発議第5号核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）について反対討論をいたします。

核兵器条約は、今年7月に国連本部で開催された条約交渉会議で採択されました。核兵器を違法化する初めての規範であり、核兵器のない世界への大きな一歩となることは間違いありません。

しかしながら、この採択をめぐっては、核兵器の非人道性を訴えてきた核兵器非保有国は賛成し、核兵器によって戦争を防ぐという核抑止論を主張する核保有国と日本や韓国、北大西洋条約機構（N A T O）加盟国など、核保有国のいわゆる核の傘下に国の安全保障を依存している国々は会議に参加しませんでした。一方、オランダはN A T O加盟国ですが、会議に参加したものの、反対票を投じました。

この採択をめぐって、核保有国は、核実験禁止や核軍縮など、現実的な取組を進め、禁止は最終段階であるとの考えのため、禁止先行となった核兵器禁止条約は核保有国と非保有国との溝を深めることとなったと言わざるを得ません。また、現実の国際社会の中で核が存在することは事実であり、核保有国を抜きにして核廃絶を実現することはできません。条約の採択を推進してきた被爆者団体や反核N G Oも条約の採択が到達点ではないとしており、ここからが核廃絶の正念場となります。

核軍縮については、日本政府も核保有国、非保有国も、2020年、核拡散防止条約（N P T）運用検討会議に向けて、N P T体制の維持・強化が必要であるとの認識は共通しております。公明党は、核廃絶は核保有国と非保有国の対話の積み重ねの上にあると考えており、双方の溝が埋まり、核軍縮を着実に進めるための現実的な対話がなされず、核軍縮ができない状況は絶対つくってはならないという立場であります。核兵器のない世界の実現には、核兵器禁止条約の採択などをめぐって深まった核保有国と非保有国の橋渡しが求められており、これこそ唯一

の戦争被爆国である日本の責務だと考えます。

このため、日本政府は、今年の5月、賢人会の設立を表明いたしました。その際、公明党の核廃絶推進委員会や国会質疑などにおける被爆地開催を強く主張し、11月27日、28日の両日に被爆地の広島市で開催されました。この賢人会は、同会議の座長を務める白石隆日本貿易振興機構アジア経済研究所長を含む日本人6人と、核保有国のアメリカ、ロシア、中国、フランス、非保有国のオーストラリア、ドイツ、カナダ、核兵器禁止条約賛成国のエジプト、ニュージーランドの外国人10人の計16人の有識者や被爆者で構成されております。賢人会は、2018年春に第2回会合を開催し、同4月に開催される核拡散防止条約関連会合に提言を提出することとなっております。まずは、核保有国と非保有国の政府間で核軍縮に向けた実務者レベルでの話し合いの場が設置されることを期待しております。

かねてから公明党は核廃絶に取り組んできました。その上で、2010年8月に、公明党の山口代表が核兵器のない世界の実現に向け提案を行いました。この提案が実を結び、2014年、核軍縮・不拡散イニシアティブ外相会合、2016年の主要7カ国首脳会議（G7サミット）外相会合が広島で開催されました。さらに、山口代表は、アメリカのルース元駐日大使やケネディ前駐日大使、キッシンジャー元国務長官との会議の折に、アメリカ大統領の被爆地訪問を強く要請してきました。こうした粘り強い取組があって、2016年5月、オバマ大統領の広島訪問につながったと確信しております。

また、公明党は、2009年から核廃絶推進委員会を設け、有識者やNGO関係者などを招き、核廃絶実現のための具体的な行動について幅広く議論を重ねてまいりました。ノーベル平和賞を受賞した核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）を含め、多くの行動力のある市民団体との意見交換を進めてきました。また、この委員会主催の会合には、核軍縮にかかわる外務省の担当者も参加し、市民団体と政府が率直に意見を交換できる場も提供し続けてまいりました。

まずは、核保有国と非保有国の双方が協議のテーブルに着き、核兵器禁止条約の理想に現実を近づけ、核兵器のない世界という共通する大きな目標に向けて、核兵器の非人道性が核廃絶の基礎となり、日本が橋渡しとして双方の信頼関係の構築を図り、具体的かつ現実的な対話を粘り強く積み重ねていくことが核兵器のない世界の実現につながるものだと考えます。

以上で反対討論といたします。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

今年の大きな出来事として挙げられているのがこの核兵器禁止条約の締結であります。国連において、7月7日に、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用並びにその廃絶に関する条約全20条によって構成をされているこの核兵器禁止条約が締結をされたわけであり、122カ国の賛成票を得て国連で採択されて、極めて強力に核兵器を禁止

し、廃絶への道筋を描いたものとして評価をされ、成立いたしたところでもあります。

さらに、10月6日、ノルウェーのノーベル委員会は、ノーベル平和賞の核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）への授与を決定し、市民運動をたたえたところでもあります。その国際運営委員の1人として日本人の川崎哲さんがおられますし、さらに、その授賞式で、広島出身で、13歳で被爆をされたサーロー節子さんの演説があったところでもあります。その中身を見てもみると、先ほど反対討論がありましたが、しかし、その矛盾というものを被爆者としてとうとうと述べられているところでもあります。

その中身で言うと、「この広島、長崎の残虐行為を戦争犯罪と認めない人たちがいます。彼らは、それらは正義の戦争を終わらせたよい爆弾だったということを言っています。この神話こそが、今あったようなことが、今続く悲惨な核軍備競争を招いているところでもあります」と述べられています。さらに、「9カ国は、都市全体を燃やし尽くし、地球上の生命を破壊し、その美しい世界を将来世代が暮らしていけないものにするとおどしつけています。核兵器の開発は、国家の偉大さが高まることをあらわすものではなく、国家が暗黒のふちへ墮落することをあらわしています。核兵器は必要悪でなく、絶対悪であります」ということでもあります。

さらに、「責任ある指導者なら、必ずこの条約に署名するでしょう。これを拒む者たちを厳しく裁くでしょう。彼らは、抽象的な理論は、それが実は大量虐殺にほかならないという現実もはや隠し通すことはできません。核抑止なるものは、軍縮を抑止することしかないことはもはや明らかであり、私たちは恐怖のキノコの雲の下で生きることがはしないのであります」と述べられ、「核武装の国の政府の皆さん、そして、日本もそうありますが、核の傘になることで共犯者となっている国々の政府の皆さんに申し上げたい。私たちの証言を聞き、私たちの警告を心にとめなさい」ということを述べられて、今、国際的にはこの核兵器禁止ということが早急の課題、喫緊の課題として上がっているところでもあります。

さらに、広島市長の提言にあるように、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動も平和市長会議が行って、今、258万筆に上っているところでもあります。さらに、三次市とすれば、先ほどもあったように、三次市平和非核都市宣言、地球という命を護っていくために平和を願う思いをこめてここに非核平和のまち三次市を宣言すると非核都市宣言もしているところでもあります。先日の賢人会議であります、確かに核軍縮という方向ではあったものの、今、そこではなくて、もう時代おくれなことでありまして、核禁止、先ほど言いました開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用、威嚇などのことはもうやめようという世界の動きであります。その動きにおくれた形で賢人会議などが開催され、核軍縮という形でまやかしをしているところでもあります。

今、世界が求めているのは、明らかに核兵器の禁止であり、廃絶ということでもあります。そういう意味で、この取組が全会派一同の賛同をもって議決されるよう望みまして、賛成討論いたします。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって討論を終わります。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井源吉君） 起立多数であります。

よって、発議第5号核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第6号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第9、発議第6号国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 宍戸議員。

〔9番 宍戸 稔君 登壇〕

○9番（宍戸 稔君） ただいま御上程となりました発議第6号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、助木達夫議員、保実 治議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、鈴木深由希議員と私、宍戸 稔でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第6号

国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）

我が国は、若い世代の希望が叶い安心して結婚・子育てのできる環境の整備に向けて、さらなる子育て負担の軽減など、少子化対策等の抜本的強化を図らなければならない状況にある。

また、平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県が担うこととされた中、広島県は、高齢化の進展に伴う医療需要の増大や医療の高度化による医療費水準の上昇などにより、全国と比較しても保険料の負担が重い現状がある。

一方、地域の福祉向上を図り、子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担を軽減するため、全ての地方自治体が医療給付単独事業として、子ども、重度心身障がい者、ひとり親家庭等に対する医療費助成制度を実施しているが、その軽減割合に応じて、平成30年度からは都道府県に対する療養給付等国庫負担金及び普通調整交付金が減額調整されることから、このよう

な国庫負担金等の減額調整は最終的には被保険者の負担に転嫁されるものである。

国は、昨年12月、子育て支援の観点から、未就学児を対象とする子ども医療費助成について、平成30年度より減額調整措置を廃止する方針を決定したが、厳しい財政運営が見込まれる国民健康保険については、今後とも財政の健全化と長期的な安定運営を図る施策を推進する必要がある。

以上の趣旨により、次の事項について要望する。

- 1 国においては、地方自治体が実施する医療給付単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を早急に廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月21日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 福岡議員。

○12番（福岡誠志君） 私は、発議第6号国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）について反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど提案理由の説明の中にもございましたけれども、この未就学児を対象とするこども医療費助成については、平成30年度より減額調整措置を廃止するという方針が決定されているのは周知のとおりでありますけれども、その根拠といたしまして、厚生労働省が今年の10月に調査を実施しております。その内容というのが、医療保険制度における子供の自己負担額に係る医療費助成について調査して、市町村ごとに対象年齢、自己負担の有無等でさまざまな違いはありますけれども、未就学児に限定すれば、全ての市町村が何らかの医療費助成を実施しているという点から、減額調整措置の廃止をするという決定をしております。

一方で、なぜ国保の減額調整措置について廃止を行わなかったのかと。その理由につきましては、医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平性や適切な受診を確保するという観点から、一部負担を求めています。つまり医療についての公平性が担保できないという点から、この減額調整措置の廃止を見送った経緯があります。

それらのことを踏まえまして、この発議第6号の意見書については反対の立場で討論させていただきますけれども、何とぞ議員各位の皆様方の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。反対討論とさせていただきます。



○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって討論を終わります。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井源吉君） 起立多数であります。

よって、発議第6号国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第7号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第10、発議第7号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 宍戸議員。

〔9番 宍戸 稔君 登壇〕

○9番（宍戸 稔君） ただいま御上程となりました発議第7号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、助木達夫議員、保実 治議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、鈴木深由希議員と私、宍戸 稔でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第7号

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）

平成30年度の診療報酬の改定に向け、今年4月20日の財政制度等審議会は、「医療・介護制度改革の視点」の一つとして、「公定価格の適正化や薬価の見直し等について検討することとしている。安心・安全の医療を国民に安定して提供するためには、医療の質を損なわないよう、診療報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ、医療機関の経営が守られ医療提供体制が整えられて、国民生活を支えることができるものである。

また、公立病院への交付税算定基準を許可病床から稼働病床に切り替えたことによって、地方交付税による財政措置額が減少し、僻地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっており、医師・看護師不足のために、一時的に閉鎖している病床

を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も懸念される。

広島県内医療機関における病床削減は、出産できる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に拍車をかけることにもつながりかねない。

よって、国においては、地域医療を守り、国民医療の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 診療報酬の連続引き下げは行わず、適正な水準を確保すること。
- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月21日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 岡田議員。

○14番（岡田美津子君） 私は、発議第7号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）に反対の立場で討論いたします。

我が国は、国民皆保険やすぐれた保険医療システムの成果により、世界最高水準の平均寿命を達成し、超高齢化社会が到来しております。100歳以上の人口も6万人を超えており、こうした状況を踏まえて、人生100年を見据えた社会の実現が求められております。このたび、2018年度予算編成の焦点だった診療報酬、介護報酬の同時改定が、15日、決着いたしました。医療や介護の現場での厳しい情勢を踏まえ、医師や介護現場の処遇改善に目配りする内容になったと思っております。

その上で、今回の意見書にあります、まず1番の診療報酬の連続引き下げは行わず、適正な水準を確保することについては、ニュースでもありましたとおり、診療報酬には、本体と薬価の2種類があります。今回の改正でも、薬価は下がっておりますけれども、本体はプラスになっております。全体として見れば、薬価のマイナス分があるので、マイナスとなるのですが、連続引き下げという表現が適正かどうか疑問です。また、この意見書のいう適正な水準というのが私たちの適正とは少しニュアンスが違うのではないかと思っております。

また、2番の公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ることについては、確かにあいている病床は財政措置の上では計算しないことになっております。しかし、緊急時や僻

地など、急を要する場合は特別交付を用意しております。

3番目の地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築することに関しては、確かに病床の削減を実施しているのは現状ですけれども、病状数の増加イコール医療提供体制が整うというのは短絡的であると言わざるを得ません。本当の意味での医療体制の充実は何かを考えなければならぬと思います。

今後とも、医療ニーズの変化や生産年齢人口の減少に対して、将来にわたって対応可能な医療提供体制と持続可能な医療保険制度を構築していくことが求められており、診療報酬を始めとして、総合的に取組を実施していくことが不可欠であると考えております。

以上をもって、私はこの意見書の反対討論といたします。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって討論を終わります。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井源吉君） 起立多数であります。

よって、発議第7号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第8号 待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第11、発議第8号待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 宍戸議員。

〔9番 宍戸 稔君 登壇〕

○9番（宍戸 稔君） ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、助木達夫議員、保実 治議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、鈴木深由希議員と私、宍戸 稔でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第8号

待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書（案）

2015年の子ども・子育て支援新制度実施後も、都市部では待機児童は増加している。国はこの解消を3年先送りした。また、過疎地では、保育所の統廃合、認定こども園化が行われているが、どちらも保育士不足は深刻である。国は待機児解消の受け皿として、小規模保育・企業保育主導型事業所を増やすとしているが、受け皿を増やすだけでは、ますます保育士の取り合いになる状況は目に見えている。

保育士不足は劣悪な処遇による離職（半年以内に離職する新採保育士が2015年で7.6%）や離職後に保育士として再び働くことへの躊躇から潜在保育士が増えていることが原因である。全産業平均をおよそ9万円下回る所定内平均賃金の低さに加え、特に深刻なのは労働時間で、残業している人の割合は女性労働者一般が36.8%であるのに対して、保育士は42.4%に上がっている（2012年就業構造基本調査）。保育所の多機能化や「人手不足」の中で、一人一人の仕事が過密になっている。

これまでも保育士は、その専門性に見合った処遇ではなかったが、この15年間で、低賃金、長時間・過密労働へと変貌させられた。

保育士の処遇が悪化する最大の理由は、保育士の配置基準と保育単価が低くすぎることなど、国の財政支援不足にある。2017年度4月より、新たな加算として、処遇改善Ⅱが創設されたが、現場では、職員間に賃金格差や混乱が持ち込まれるといった意見もあがっている。1分野15時間、最大60時間の研修要件も今のような保育士不足の中、実施可能なのかとの不安も出ている。保育所職員全体の給与が改善されることにより、賃金水準が底上げされるような財政支援が必要である。

待機児童の解消をはじめとした保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題だ。今必要なことは、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、給与水準の低さから不足している保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善による「保育の質」の確保など、総合的な対策をすすめることである。

以上の趣旨により、次の事項について要望する。

- 1 国は予算の大幅増額を行い、待機児解消及び保育士等の処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月21日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 岡田議員。

○14番(岡田美津子君) 私は、発議第8号待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書(案)を国に意見書として上げることに反対の立場で討論いたします。

2017年度予算で、国は、保育対策関係に2016年度に比べて2,072億円増の1兆1,495億円を計上しております。意見書の趣旨としては、待機児童解消には、保育の受け皿を増やすだけではなく、保育士を増やすことが大切であり、そのための処遇改善を求める意見書ですが、保育士の処遇については、平成27年度において、人事院勧告に沿った2%に加えて、消費税財源を活用とした3%相当、平成27年度の補正予算では1.9%相当の処遇改善を行っております。

さらに、平成29年度予算では、新たに質の向上の一環として2%、全職員に6,000円相当の処遇の改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能、経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、経験年数おおむね7年以上の職員に月額4万円、同じく3年以上の職員に月額5,000円の賃金を上乘せし、追加的な処遇改善も行っております。

今後、女性活躍推進法や同一労働、同一賃金に向けた取組を進めていく中で、必要に応じては、さらなる処遇改善も行うとしております。

また、多様な保育士の確保・育成に向けて、保育士をめざす学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度を拡充し、一旦仕事を離れた人が再び仕事につく場合、20万円の再就職準備金貸付制度の創設なども行っております。

この意見書の中には、処遇改善Ⅱの創設が現場で職員間に賃金格差や混乱が持ち込まれると言っておりますが、今後、保育のさまざまな専門性はますます重要とされております。キャリアやスキルによって賃金格差が生じるのは当然であり、逆に、全員均一ということはありません。こんなことを言っている現場はどこなのか気になることもあります。

以上、述べたとおり、この意見書で言っていることは、国としても重要と考え、既に取り組んでいることであり、さらなる改善も行うものとしております。よって、この意見書を国に出す必要はないとの考えで、反対討論といたします。

○議長(亀井源吉君) ほかに討論はありませんか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書(案)に対して賛成の討論を行いたいと思います。

全国的に保育士不足が深刻な問題となっています。反面、保育の現場で就労していない潜在保育士の数は70万人以上とも言われています。厚生労働省が潜在保育士を対象にした調査では、多くの潜在保育士が、処遇の悪さや責任の重さ、事故への不安、自分の健康・体力への不安な

どを理由に、保育現場で働くことを希望しないと答えています。しかし、そのうち6割強の潜在保育士は、問題が改善されれば保育の仕事に戻りたいと答えています。また、毎年新たに3万人から4万人が保育士の資格を取得していますが、保育現場で働きたくないという学生が増えています。これは、保育実習で保育現場を体験して、理想と現実のギャップに、保育士になりたくないとは他業種を選択する学生が増えているからであります。

そうした潜在保育士や新規資格取得者が保育現場で働けない具体的な理由の1つが賃金の低さであります。保育士の賃金は、他業種に比べると、平均で月額10万円低いと言われております。女性だけ比べてみると、月額4万円程度低いようであります。保育士不足を解消するためには、保育士の処遇の改善が必要であるということが周知の事実となってきたところであります。国でも、処遇改善の一環として、保育士キャリアアップの仕組み等の施策が行われています。また、2017年度は2%、月額6,000円程度の処遇改善を実施しているところであります。

しかし、まだまだ他業種に追いつかず、賃金が低いのが実態であります。他業種並みの賃金への改善はもちろん、配置基準の改善や働き方などを含め、処遇の改善がされなければなりません。保育現場で続けて働こうとする人は増えません。保育士不足となった原因を検証し、根本的な問題を解決しなければ、根本的な解決には至りません。

国は、保育士不足を早急に解消するために、子育て支援員の導入など、さまざまな対策を検討していますが、子供が好きで、専門職である保育士になった人材を確保しなければ、安定した質の高い幼児教育・保育の提供はできません。保育士不足を、限定保育士の導入や無資格や子育て支援員の配置など、安易な方法で解決しようとするれば、必ず保育の質の低下を招き、保育や保護者支援に大きな支障が生じることは目に見えています。そのことにより被害をこうむるのは子供たちであり、保育を利用する保護者です。社会が保育の専門性を認め、保育士の社会的評価を上げることが保育士不足を改善するための有効な対策であり、それが質の高い幼児教育・保育を確保することになります。そのため、国は責任ある施策を展開し、財源を増額することが必要であります。

以上、申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって討論を終わります。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井源吉君） 起立多数であります。

よって、発議第8号待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第9号 郵便投票の対象者を要介護「3」以上に早期拡大を求める意見書

(案)

○議長（亀井源吉君） 日程第12、発議第9号郵便投票の対象者を要介護「3」以上に早期拡大を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（13番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 小田議員。

〔13番 小田伸次君 登壇〕

○13番（小田伸次君） ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、福岡誠志議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、横光春市議員、弓掛 元議員、重信好範議員と私、小田伸次でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第9号

郵便投票の対象者を要介護「3」以上に早期拡大を求める意見書（案）

公職選挙法には、「郵便等による不在者投票（郵便投票）」が規定されている。対象者は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている人と、平成16年（2004年）3月1日から法改正により、介護保険法上の要介護者で被保険者証に区分が要介護「5」と記載されている人も含まれるようになった。

総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会は、昨年から選挙における投票環境の向上を検討してきた結果、現在認められている要介護「5」から、要介護「4」と要介護「3」の人にも広げるべきだとする報告書をまとめた。

報告書によると、平成27年度（2015年度）に要介護認定を受けた人のうち、要介護「4」の95.6%、要介護「3」の80.2%が寝たきりや寝たきりに近いと判定され、「投票所に出向くのが難しい状態だと思われる」としている。全国で見ると、対象者は約61万人から約218万人に増える。

本市においては、平成29年（2017年）9月末現在、要介護「5」の人は387人、要介護「4」の人は491人、要介護「3」の人は660人であり、実現すると本市の対象者は1,538人になる。

現在多くの自治体で、投票区・投票所の見直しが行われており、要介護者の投票環境は厳しくなっている。在宅介護を受けている要介護「3」、「4」の認定者の投票権（選挙権）は、国民主権における重要な権利行使のひとつである。その権利が事実上、制限される人がいるということは、大きな問題である。

よって、郵便投票制度も要介護「3」以上の被保険者に早期拡大するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月21日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。  
討論を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。  
これより発議第9号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。  
よって、発議第9号郵便投票の対象者を要介護「3」以上に早期拡大を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 閉会中継続審査申出事件3件

（総務常任委員会）

陳情第5-1号 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて（総務常任委員会関係）

（教育民生常任委員会）

陳情第5-2号 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて（教育民生常任委員会関係）

（産業建設常任委員会）

陳情第5-3号 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて（産業建設常任委員会関係）

○議長（亀井源吉君） 日程第13、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員長、教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第5-1号、陳情第5-2号及び陳情第5-3号河内地域の生活環境等の改善を求めることについては、内容について引き続き調査・研究する必要があるため、審査終了までそれぞれ継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。



各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長、教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これで平成29年12月三次市議会定例会を閉会いたします。

14日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時30分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年12月21日

三次市議会議長 亀井源吉

会議録署名議員 保実治

会議録署名議員 宍戸稔